

規制の事前評価書

評価実施日：平成28年6月2日

政策	駐車場法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	都市局街路交通施設課	担当課長名	神田 昌幸
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 駐車場法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項】 駐車場法施行令第12条</p> <p>【その内容】 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。</p> <p>② 規制の目的 駐車場法施行令第12条においては、建築物である路外駐車場に設置すべき換気装置の基準が規定されているところ。今般、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等に伴い、同基準について、規制の緩和・合理化を図る必要がある。</p> <p>③ 規制の目的に係る目標</p> <p>a 関連する政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>b 関連する施策目標 29. 道路交通の円滑化を推進する</p> <p>c 関連する業績指標 —</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 —</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 —</p> <p>④ 規制の内容 規制の緩和。建築物である路外駐車場に設置すべき換気装置の基準について、要求される換気量を現行の半分程度に緩和するとともに、駐車場容積ではなく床面積を単位として原単位を設定する方法に改める。</p> <p>⑤ 規制の必要性 建築物である路外駐車場に設置すべき換気装置の基準について、現行の基準が過度のものとなっている。(=現状と目標のギャップ) これは、現行の基準が、近年における自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等の状況を踏まえたものとなっていないことが原因である。(=原因分析) このため、国土交通省では、学識経験者等からなる「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」を立ち上げ、要求される換気量を現行の半分程度のレベルに緩和する等の見直しの方向性を取りまとめたところ。(=課題の特定) これを受け、本基準について所要の見直しを行う必要がある。(=規制の具体的内容)</p>		
想定される代替案	本規制の緩和は、路外駐車場の換気基準に関する検討委員会における見直しの方向性を踏まえた必要最小限の規制となるため、代替案は想定されない。		

規制の費用	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 特になし</p> <p>b 行政費用 特になし</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p>
規制の便益	<p>本規制案（規制の合理化）により路外駐車場の換気装置の設置及び運用コストが低減され、また、路外駐車場における空気環境は引き続き良好に保たれる。</p>
規制の効率性 （費用と便益の関係の分析）	<p>本規制案（規制の合理化）を実施しても、規制の費用は特段発生せず、路外駐車場の換気装置の設置及び運用コストの低減が図られる。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	<p>【路外駐車場の換気基準に関する見直しの方向性（平成 27 年 12 月 8 日路外駐車場の換気基準に関する検討委員会とりまとめ）（抄）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要求される換気量を現行の半分程度のレベルに緩和 ・ 駐車場容積ではなく床面積を単位として原単位を設定
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	<p>平成 32 年度末までに RIA 事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
その他 （規制の有効性等）	<p>今回の改正は、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等に伴い、現状を踏まえた規制の緩和・合理化を行うものであり、路外駐車場の換気装置の設置及び運用に係るコストの低減などの便益も生じることから有効なものである。</p>